

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H26.6.12)における要望への対応状況

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
1	<p>○東日本大震災復興交付金の措置期間の延長について</p> <p>復興交付金については、交付金を充てる事業の計画期間が平成27年度までの5か年とされているが、市民生活の再建や新たなまちづくりに係る根幹的な事業や大規模事業を中心に、平成28年度以降も復興交付金の活用が不可欠な状況にある。</p> <p>については、被災自治体の着実な復興に資するよう、復興交付金の措置期間を延長願いたい。【その他】</p>	岩泉町 釜石市 大船渡市	<p>東日本大震災復興交付金の措置期間の延長については、被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、平成27年度までとされている復興交付金制度の期間を延長し、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置の実現が図られるよう、県から国に対し、要望しています。</p>	復興局
2	<p>○東日本大震災復興交付金「一括効果促進事業」配分枠の拡大について</p> <p>復興交付金効果促進事業のうち、ニーズが多い基幹5事業(防災集団移転促進事業、土地区画整理事業、津波復興拠点整備事業、市街地再開発事業及び漁業集落防災機能強化事業)の関連事業については、「一括効果促進事業」として一般の効果促進事業とは区別し、それらの事業に機動的かつきめ細かく対応するための交付金が、先行配分されている。</p> <p>本市の「一括効果促進事業」に係る先行配分交付金の活用率は、既に91.8%に達しており、今後においても、基幹5事業関連はもとより、新たなまちづくりに資する産業振興関連等においても活用が見込まれることから、活用額が先行配分額を超過するのは確実な状況にある。</p> <p>については、被災自治体の着実な復興に資するよう、復興交付金「一括効果促進事業」の対象基幹事業と交付金先行配分枠・率を拡大願いたい。【その他】</p>	大船渡市	<p>現時点では、対象基幹事業と交付金先行配分枠・率の拡大等の制度的対応はなされておらず、個別の調整により超過が生じないよう対応がなされている状況にあります。</p> <p>具体的には、適期の事業実施が担保されるよう、市における個々の効果促進事業と、先行配分枠の算定根拠となる対象基幹事業とを一体的に復興庁岩手復興局へ相談し、事業実施時期に応じて効果促進事業に優先順位をつけ着手していく、という運用面での調整がなされています。</p> <p>なお、効果促進事業の柔軟な運用については、基幹事業と関連し、用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、採択される事業が限られていることから、地方が創意工夫を発揮できるようにするため、対象事業を拡大するよう、県から国に対し、要望しています。</p>	復興局
3	<p>○復旧・復興事業に係る財政支援措置の拡充について</p> <p>本市においては、各種の財政支援措置を活用しながら、復旧・復興の取組を進める中で、新たな財政需要が生じている。</p> <p>については、復興の進捗に伴う新たな財政需要に係る被災自治体の負担軽減を図るため、特別交付税等による財政支援措置を講じられるようお願いしたい。【その他】</p>	大船渡市	<p>これまで、震災からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助率のかさ上げや補助対象範囲の拡大に加え、復興交付金や震災復興特別交付税の創設など、特例的な財政支援措置が講じられてきています。</p> <p>今後、復興が本格化する中で、「なりわい」の再生のための産業振興施策の充実など被災地の実情に応じたきめ細かな復興施策を展開していくためには、被災地のニーズに迅速・的確に応える自由度の高い財源措置が更に重要となってくることから、取崩し型復興基金の追加措置とともに、今後とも、復旧・復興事業の地方負担額の全額を措置するよう、国に対し、引き続き要望していきます。</p>	復興局
4	<p>○被災(移転)跡地に係る土地利用対策の推進について</p> <p>本市においては、住居の早期再建を図る防災集団移転促進事業や災害公営住宅整備事業が、一定の進捗を見ている一方で、津波により被災・浸水した地域におけるまちづくりは、今後、本格化する状況にある。</p> <p>また、当該地域においては、移転跡地となる宅地を防災集団移転促進事業により買い取るが、これらの土地は連担しておらず、さらに全てが売却希望地ではないことから、買取地が点在することになる。</p> <p>については、点在する土地の集約等を伴う被災(移転)跡地を活用したまちづくりを円滑に進めるための新たな方策や手法の提示、既存制度の改善等について配慮願いたい。【防災のまちづくり】</p>	大船渡市	<p>防災集団移転促進事業等の団地整備が進む中で、買い取った移転跡地を含む浸水地域の活用が大きな課題となってきました。これらの地域は、産業形態や土地の需要、道路や漁港等の整備状況及び買い取った土地の面積や密度などの諸条件がそれぞれ異なり、考えられる土地利用も様々です。</p> <p>県では、防災集団移転促進事業等に関する情報共有と課題解決のため、市町村及び関係機関による「防災集団移転促進事業連絡会議」を定期的に開催しています。今後とも、この会議や各市町村との個別の意見交換等により、点在する買い取り地の集約などの具体的な課題の対応策を検討するとともに、必要な場合には国とも相談していきます。</p>	県土整備部

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H26.6.12)における要望への対応状況

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部署
5	<p>○中小企業等復旧・復興支援事業(グループ補助)の拡充等について</p> <p>本事業については、被災中小事業者の事業再開を大きく後押しするものであるが、事業者の中には、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業規模や業種の関係でグループ化が困難なために補助申請に至らない場合 ・一日も早く事業を再開するために一部事業に着手したことから、本事業の要件を満たすことができない場合 <p>事業採択された事業者においても、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施工業者、建設資材等の不足や価格高騰により、事業の遅延や事業費の増加が生じている場合 ・まちづくり事業等の進捗に関連して事業用地が確定・確保できない場合 <p>等の事態が発生している。</p> <p>については、本事業の円滑な導入等により早期復興を推進するため、次の事項について配慮願いたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 人件費や建設資材価格の高騰といった社会情勢を考慮した補助決定額の見直し等柔軟な制度運用 ② 事業用地の造成等関連事業の進捗といった地域事情に応じた事業の継続実施 ③ 事業再開を目指す中小事業者の現状を踏まえた遡及適用や単独申請等の条件緩和 <p>【商工業】</p>	大船渡市	<ol style="list-style-type: none"> ① 本年7月から、既に交付決定を受けたものの資材等価格の高騰の影響を受けて施設の工事契約を締結できない事業者には、補助金の追加交付が可能となったところです。 ② まちづくり事業の進捗等被災地の実情に合わせて支援策を継続することが必要と考えており、グループ補助金事業についても国の動向を踏まえ事業継続していきたいと考えています。 ③ グループ補助金については、国がH25年度からの申請は遡及適用しないとしたことからの対応困難です。 ただし、市町村と連携して行っている中小企業被災資産復旧事業(補助率1/2)は遡及適用が可能なので検討願います。 	商工労働観光部
6	<p>○仮設施設有効活用等助成事業の要件の緩和について</p> <p>仮設店舗等の移設・撤去等に際して活用する本事業においては、助成対象施設を完成後5年以内の仮設施設としているが、岩手県及び関係被災市町村が共同で作成した応急仮設建築物復興特区に係る復興推進計画により、本市仮設施設(80施設)の使用・貸借期限は平成29年3月31日であり、うち同日において完成後5年を経過してしまう26施設については、同日以降の撤去等の場合、本事業の助成対象外となってしまう。</p> <p>については、仮設施設の円滑な移設・撤去等により早期復興を推進するため、完成後5年を超える施設も本事業の助成対象とするようお願いしたい。【商工業】</p>	大船渡市	<p>国の仮設施設有効活用等助成事業は、完成後「5年以内」の施設が対象とされていますが、区画整理事業の終了年次までに移転先の造成が完了しないなどにより、5年を経過した後に撤去が必要となる施設があることが見込まれることから、5年を超える施設も助成対象とするよう、今後、国に要望していきます。</p>	商工労働観光部
7	<p>○JR大船渡線の鉄道による早期復旧に向けた新たな助成制度の創設について</p> <p>被災したJR大船渡線の盛～気仙沼間については、BRTが運行されているものの、いまだ鉄道による復旧の目処が立っていない。</p> <p>さらに国においては、東日本旅客鉄道株式会社に対しては公的支援が難しいとして、今日に至っている。</p> <p>については、JR大船渡線の鉄道による全面復旧に早期に着手できるよう、国による新たな助成制度を創設願いたい。</p> <p>【交通ネットワーク】</p>	大船渡市	<p>今年2月の大船渡線復興調整会議において、JR東日本から、「乗客の安全を確保するためには、山側にルート変更を行わなければ復旧が難しい」との考えが示されました。</p> <p>現在、県においては、JR東日本に対し、現行ルートでの復旧にどこに問題があるのか、明確な説明を求めるとともに、国に対しても、復興調整会議を早期に開催するよう要請しているところです。</p> <p>さらに、国に対しては、上記の要請と併せて、引き続き鉄道復旧に向けた支援等を働きかけているところです。</p>	政策地域部
8	<p>○復興交付金効果促進事業の運用の簡素化について</p> <p>復興交付金効果促進事業については、基金を枠として造成されているが、それを使用する際に、再度国にお伺いをたてなければならないことから、運用の簡素化について願いたい。</p> <p>【その他】</p>	大槌町	<p>復興交付金効果促進事業の運用の簡素化については、一括配分に関しては用途内訳書を提出することにより着手可能となる制度の趣旨に沿って、早期に事業着手が図られるように、柔軟かつ迅速な対応をするよう、県から国に対し、要望しています。</p>	復興局

東日本大震災津波復興特別委員会現地調査(H26.6.12)における要望への対応状況

No.	内容	市町村	県の対応状況	担当部局
9	○外国人技能実習生の受入れ人数枠の緩和について 水産業の作業員確保については、大変厳しい状況にあることから、外国人技能実習生の受入れ人数枠の緩和をお願いしたい。【商工業】	大槌町	外国人技能実習制度の見直しについては、平成26年6月に国が示した成長戦略において、期間の延長や受入れ人数枠の拡大方針が示されたところであり、早期の実現に向け国へ働きかけていきます。	復興局
10	○建設関係者の宿舎について 建設関係者の宿舎について、応急仮設住宅も使えるという状況になっているが、建設の促進をするため、もう少し具体的な施策をとっていただきたい。【その他】	釜石市	住宅再建の本格化に伴い、遠隔地から工事従事者を確保する場合、沿岸部等で不足している宿泊施設(仮設宿舎等)整備の支援が、工事の円滑化に必要と考えています。 このため、11月から応急仮設住宅の転用による宿舎提供ができるよう、現在準備を進めているところです。	県土整備部
11	○生産物の取引先の確保について ワカメやホタテなどは、震災の後、取引先を失った。単独の市町村だけでは解決できないことから、岩手県全体として、取引先の確保など生産物を流通していけるような仕組みづくりに取り組んでいただきたい。【水産業・農林業】	岩泉町	流通事業者を対象にした商談機会の提供をはじめ、外食関係者を産地に招聘し、県産食材の活用提案や、量販店等と連携したフェア等の開催等により、流通ルートの構築を支援し、県産農林水産物の取引先の確保に取り組んでいるところです。 今年度は、これまでの首都圏に加え、関西圏での取組を強化しており、今後とも、流通関係者や実需者とのネットワーク形成を重視し、県産農林水産物の取引先の確保に取り組んでいきます。	農林水産部